

## IASBの信用危機に対する対応

今回の信用危機を受けてIASBが受けた要請は、以下の2つである。

### 1. 2008年4月の金融安定化フォーラムからの要請

金融安定化フォーラムは、2008年4月に開催された7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議(G7)において、今般の金融市場の混乱の要因分析と今後の対応についての要請に関する報告を行った。その際に公表された、「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム報告書」でのIASBに対する要請と、それに対するIASBの対応は以下のとおりである。

- (1) オフバランスとなっている特別目的会社の会計処理（できるだけオンバランスにする方向での検討）及び財務諸表に表示されないリスクの開示。
  - 11月に、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」及びSIC第12号「連結－特別目的事業体」の改訂公開草案の公表を予定している。
  
- (2) 公正価値を市場価格以外を用いて算定している場合の、公正価値に含まれる不確実性に関する情報の開示。
  - 10月15日にIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂公開草案「金融商品の開示の改善」を公表した。  
→10月15日付プレスリリース「IASB、金融商品の開示の改善を提案」（審議事項(1)－5 ①を参照）。
  
- (3) 市場が活発でなくなった場合における金融資産の評価に関するガイダンスの強化。
  - 9月16日に、専門家諮問グループの報告書案を公表した。  
→9月16日付プレスリリース「IASB、信用危機に対する対応のアップデートを提供し、市場が活発でなくなった場合における公正価値の測定及び開示に関する専門家諮問グループからの報告書案を公表」（審議事項(1)－5 ②を参照）。

9月30日に、米国SECスタッフとFASBスタッフとによりSFAS第157号「公正価値測定」に関する明確化のプレスリリースを公表。

- 10月2日に、プレスリリース「公正価値会計についてのSEC-FASBの明確化に関するIASBスタッフの見解」を公表した（審議事項(1)－5 ③を参照）。
- 10月14日に、プレスリリース「IASB、活発でなくなった市場における公正価値の適用に関するアップデートを提供」を公表した（審議事項(1)－5 ④を参照）。

2. 2008年10月に開催された欧州の首脳による信用危機対応に関する会議で出された要請

2008年10月に開催された欧州の首脳による信用危機対応に関する会議では、欧州の金融機関が、米国会計基準とIFRSの規定が異なることによって不利な取り扱いを受けることがないようにすべきであるという要請がなされた。具体的には、トレーディング勘定からバンキング勘定への金融商品の再分類に関して、米国会計基準と同じような取扱いとなるよう、IASBに対して10月末までにIAS第39号を改訂すべきというものであった。IASBの対応は以下のとおりである。

- 10月3日に、プレスリリース「信用危機に対する次のステップを公表」を公表した（審議事項(1)－5 ⑤を参照）。
- 10月9日に、プレスリリース「評議員会は信用危機に対するIASBの加速化したステップを支持」を公表した（審議事項(1)－5 ⑥を参照）。
- 10月13日に、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂「金融資産の再分類」を公表した（仮訳は審議事項(1)－5 ⑧を参照）。  
→10月13日付プレスリリース「IASB、基準改訂で金融商品の再分類を容認」（審議事項(1)－5 ⑦を参照）。
- 10月16日に、プレスリリース「IASB及びFASB、信用危機に関連した財務報告の問題点を再検討するアドバイザー・グループを創設」を公表した（審議事項(1)－5 ⑨を参照）。
- 10月20日に、プレスリリース「IASB及びFASB、市場の信頼性を強化するためのグローバル・アプローチをコミット」を公表した（審議事項(1)－5 ⑩を参照）。

以上